

特定非営利活動法人障害者地域生活支援センターぴあ ～くるみん認定通知書を交付～

青森労働局では、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主の認定を取得した特定非営利活動法人障害者地域生活支援センターぴあ（三沢市）を令和2年8月5日に訪問し、認定通知書を交付しました。



(写真右) 高橋理事長

初めてのくるみん認定取得！

【主な取組】

- ・育児休業に関するリーフレットを作成・配布して全職員に情報提供し、職員の理解促進。
- ・育児休業取得希望者を対象とした個別相談会の実施。
- ・看護休暇及び介護休暇の時間単位取得（有給）、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合は所定外労働の免除を請求できるよう就業規則の見直しを実施。



制度の整備により、
制度利用に対する
職員の理解を
深められました！



「ぴあ三沢」の従業員及び子ども達と記念撮影

* 次世代育成支援対策推進法とは

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務等を明らかにした法律であり、この法律により、常時雇用する労働者が101人以上の事業主には、一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局へ届け出ることが義務付けられています。

* くるみん認定とは

一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、一般事業主行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の基準を満たした事業主が、都道府県労働局へ申請することにより厚生労働大臣の認定を受けられる制度（認定の権限は都道府県労働局長へ委任）。

* フラチ十くるみん認定とは

くるみん認定企業について、より高い水準の取組を行い一定の基準を満たした事業主が、都道府県労働局へ申請することにより厚生労働大臣の認定を受けられる制度（認定の権限は都道府県労働局長へ委任）。

* 認定を取得すると

認定マークを商品や広告、名刺、求人票等に付すことで、労働者の子育てを支援している事業主であることをPRすることができ、企業イメージの向上や優秀な人材の確保・定着を期待できます。また、各府省等の公共調達における優遇措置を受けられるなどのメリットがあります。

この記事に関するお問い合わせは、青森労働局雇用環境・均等室までお願いします。

TEL：017-734-4211